

## 交野市公用車広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、交野市有料広告の取り扱いに関する要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、交野市が取り扱う公用車(以下「公用車」という。)に民間企業等が有料で広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び掲載料等)

第2条 広告の規格、掲載料及び掲載位置等については、対象となる公用車の形状や利用状況等を考慮し、募集の都度、決定するものとする。

(広告の掲載方法)

第3条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示した脱着可能なマグネットシートを掲載位置に貼り付ける方法によるものとする。

2 前項のマグネットシートの材質は、掲載期間中に車体から容易に脱落しないものとする。

3 広告の右上に「広告」(縦5cm×横8cm以上)の表示を入れるものとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、原則、年度単位の1年間とする。ただし、募集開始の時期や、対象車両の運行状況等の事情により、やむを得ない場合はその限りではない。

(広告掲載の基準)

第5条 広告は要綱第3条第1項に定める基準を満たし、かつ要綱第3条第3項の各号および次の各号に該当しないものとする。

- (1) 車両運行上の支障となるもの
- (2) 交通の安全を阻害するおそれのあるもの
- (3) 広告する商品本来の使用目的から逸脱し、いたずらに享乐的な面を強調するもの
- (4) 風俗上好ましくない表現があるもの
- (5) 男女間の交際を仲介すること等を目的とするもの
- (6) 無限連鎖講、いわゆるねずみ講商法に類するものや、犯罪行為を容認・誘発するおそれのあるもの
- (7) 広告の目的が正当な取引とは認められないもの
- (8) 自己の優位性を強調するために他を中傷したり、引き合いにしたりしたもの
- (9) 交野市が広告をしているような誤解をあたえるものや、広告内容を誤解させるような紛らわしい表現のあるもの
- (10) 他人の名誉を傷つけるおそれのあるもの、または不快な印象を与えるおそれのあるもの

(11) 広告内容が非科学的と考えられるようなものや、事実と異なるもの

(12) 個人の氏名を宣伝するおそれがあるもの

(13) その他公用車に掲載することが不相当と判断できるもの

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則、市ホームページ等による公募により行うものとする。

(応募資格)

第7条 広告掲載の応募は、要綱第3条第2項に規定する者で、かつ次の各号をすべて満たす者に限り行うことができる。

(1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者に該当しないこと

(2) 国税または市税の滞納がない者

(3) 本市の入札に関して参加停止等の措置を受けていない者

(4) 交野市暴力団排除条例及び施行規則に抵触していないこと

(広告掲載の応募)

第8条 広告掲載の応募をするときは、「交野市公用車広告掲載申込書」(様式第1号)及び誓約書(様式第2号または第3号)に、掲載しようとする広告案その他市長が必要と定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定)

第9条 市長は、公用車広告掲載申込みを受けたときは、第5条の規定に基づき、書類審査を行い、広告掲載の可否を決定し、結果を書面により申込者に通知するものとする。その際に、広告内容の補正等の条件を付することができる。

2 前項の決定を行う場合において疑義が生じた場合は、要綱第11条に定める有料広告関係課会議に意見をもとめ、意見を参考として決定するものとする。

3 審査の結果、広告掲載可能となるべき者の数が、募集者数または募集台数を超えた場合は、抽選により決定するものとする。

(広告内容の変更)

第10条 公用車広告の掲載が決定した者(以下「広告主」という。)が、広告の掲載期間中に当該広告の内容を変更しようとするときは、事前に変更する広告の原稿を市長に提出し、その承認を得なければならない。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告主は、広告掲載料を市が発行する納入通知書により指定の期日までに指定金融機関に一括で納付しなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既に納付された広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、その全部または一部を還付することができる。

2 前項ただし書の規定により広告掲載料の還付を行う場合において、当該広告の掲載

を取り消した日を基準として当月以降の料金に該当する額を月割りで計算し、還付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 広告主が指定する期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告主において法令に違反する行為があったとき、またはそのおそれがあるとき。
- (3) 広告主がその責に帰する不祥事等を起こしたとき。
- (4) その他市長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 広告主は、広告掲載期間中において、広告掲載を取りやめようとする場合は、事前に市長に対して書面でその旨を申し出なければならない。

3 市長は、前2項の規定により、広告掲載の取消しを決定したときは、その旨を書面で通知するものとする。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、広告の内容等に掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 第三者から、広告に関連して損害を被った旨の賠償請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告主は、広告掲載期間が満了したとき、または広告掲載の取消しの決定を受けたときは、すみやかに広告を撤去し、公用車を原状に復さなければならない。

4 広告の掲載、撤去等により、公用車の塗装等に損害が生じた場合は、広告主がその修復費用を負担するものとする。

5 広告主は、広告掲載に関する権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。

6 掲載しようとする広告が法令等により市長その他行政庁の許可を得なければならない場合は、広告主において広告掲載までの間に当該許可を受けなければならない。

(補足)

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和5年8月22日から施行する。